星の降る里・芦別健夏まつり出店の決まり

１．出店申し込み者及び従事者について

星の降る里・芦別健夏まつり実行委員会では、「芦別市暴力団排除条例」に規定する暴力団及び暴力団員と、それら関係者による露店会場における出店を排除するため、出店にかかる資格審査を行います。
また、名義貸しを排除するため、出店申し込み者本人（責任者）及び従事者が店内にいるか確認します。
責任者は基本的に常時、店内にいるようにしてください。

２．出店場所について

①出店場所については区画設定を星の降る里・芦別健夏まつり実行委員会でさせて頂きます。なお、出店区画の場所につきましては、出店者説明会にて決定するものとします。
②店舗の設営及び物品の搬入は、設営時間内であれば会場内に車両を乗り入れての準備を行うことができますが、混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないよう配慮してください。

３．車両について

①会場内は交通規制がかかります。会場内を通行する際は実行委員及び警備員の指示に必ず従ってください。
②出店者の搬入・搬出等の交通規制内を通行できる車両は安全面を考慮し、１店舗１台までとさせていただきます。「通行許可書」を実行委員会で発行しますので、交通規制内を通行する際は車両フロントの見えやすいところに掲示してください。
③出店者用駐車場は特段設けておりません。出店者の車両駐車につきましては、臨時駐車場Ｂ（芦別駅前南駐車場）または臨時駐車場Ｃ（福祉センター一般駐車場）、臨時駐車場Ｄ（市役所職員駐車場）をお使いいただきますよう、ご協力願います。

４．設営・出店・撤去時間について

①会場全体を交通規制するため、搬入・搬出については、下記の時間帯のみ車両の乗り入れを許可をいたします。

７月１８日（金）９：００～１７：００
７月１９日（土）７：００～１１：００・２０：００～２１：００
７月２０日（日）７：００～９：００・１７：００～２２：００
※７月２０日（日）は２２：００に交通規制解除となるため、それまでに片付けるようご協力をお願いいたします。

②出店者の電気使用について、１店舗当たり計２ｋｗまで使用が可能となります。
コンセントにつきましては、電信柱付近に集約いたしますので、出店者ご自身でコードリール等をご準備いただき、各区画まで引き込んでいただく形となります。また、使用量を超えるブレーカーの作動についての苦情等については、実行委員会では一切受け付けませんが、不具合がある場合は速やかに本部まで申し出てください。

５．清掃及びごみの処理について

①給水について、 栄町児童公園に給水場所を設けますのでご利用ください。また、排水口には、生ごみや油等は絶対に流さないでください。
②ごみ処理手数料のご希望していない店舗につきまして、店舗から出るゴミは全て出店者の責任でお持ち帰りいただきます。ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合などは、翌日の出店や翌年度以降の出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。
③店舗の撤収、清掃及び後片付けは両日お祭り終了後速やかに行い、７月１９日（土）は２１：００、２０日（日）は２２：００までに終了させてください。
また、移動販売車の撤収や出店者撤収用車両の進入誘導につきましては、混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないよう配慮してください。
④市道が出店場所であるため、特に飲食を扱う場合には、路面に付着した食品の油汚れや炭の汚れなどが付かないように注意し、汚した場合は原状復帰してください。
出店者はテント内に必ずシート等を敷くなど、事前に養生措置をしてください。出店者が路面を汚したり、雨水桝に残飯等を流したりした場合は、清掃費用を請求させていただきます。また翌年度以降の出店はお断りさせていただきます。

６．火災等の防止措置について

①各自で発電機を用意する場合、下記の点などに注意して取り扱うこと。注油する際は、予め圧力調整弁の操作など容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱ってください。
・ガソリンなどの危険物を取り扱う場所においては、みだりに火器を使用しないでください。
・常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物品を置かないようにしてください。
・危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。
・ガソリンはポリタンクではなくホームセンターなどで販売されている金属の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管してください。
・ガソリンの入った携行缶は直射日光が当たらないよう涼しい場所で保管してください。
・火気を取り扱う場合は、周囲への耐熱・不燃対策を十分に施してください。

７．食中毒の防止及び衛生保持について

食中毒などの事故が発生した場合は大変な事態になりますので、保健所の指示を守り、くれぐれも事故が起きないよう料飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

８．保健所の営業許可について

①食品衛生法に基づく営業申請は、出店者自身で行ってください。

・申請先：空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）生活衛生課

・住　所：滝川市緑町２丁目３－３１

・電　話：０１２５－２４－６２０１

②保健所からの許可品目以外の販売はできません。

③営業許可証は必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。

④臨時営業許可を有している場合は、申請の際に許可証写しを提出してください。